

山梨県公報

第千五百二十八号

平成十六年

十一月二十九日

月 曜 日

目 次

結核予防法に基づく医療機関の廃止……………七六一

予防接種の業務を行う医師……………七六一

予防接種の業務の承諾を撤回した医師……………七六一

保安林の指定の解除の予定(二件)……………七六一

保安林の指定施業要件の変更予定……………七六一

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除……………七六一

建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………七六二

道路の区域変更……………七六三

公 告

落札者等の決定について……………七六四

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七六四

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七六四

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………七六五

指定身体障害者更生施設等の指定……………七六五

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止……………七六五

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止……………七六五

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止……………七六六

平成十六年度山梨県林業改良指導員資格試験の実施……………七六六

公聴会の実施……………七六七

教育委員会……………七六七

山梨県指定有形文化財及び山梨県指定有形民俗文化財の指定……………七六七

告 示

山梨県告示第五百四十八号

山梨県公報 第千五百二十八号 平成十六年十一月二十九日

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
境川村立境川診療所	笛吹市境川町石橋二千二百七番地一

山梨県告示第五百四十九号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
横地 真樹	南アルプス市鮎沢千三百六十三番地 やまびこ小児科クリニック

山梨県告示第五百五十号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
豊山 弘之	都留市四日市場百八十八番地 医療法人社団青虎会 ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院

山梨県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
塩山市牛輿字北天神四六六の九、四六九六の一〇、字桜沢四八五六の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東山梨郡牧丘町大字杣口字杣口山三〇〇八の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び牧丘町役場に供え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
- 昭和三十六年八月十一日農林省告示第八百十四号（一に限る。）、昭和三十七年六月十五日農林省告示第七百三十四号、昭和四十年十月二十九日農林省告示第千三百十

四号（一に限る。）、昭和四十二年十一月十八日農林省告示第千七百七十四号、昭和四十四年三月二十七日農林省告示第三百七十号、昭和五十七年十二月十八日農林水産省告示第二千八百八十八号（二に限る。）、昭和五十八年十二月二十三日農林水産省告示第二千六百六十六号、平成十年九月十六日農林水産省告示第千四百七十号

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁並びに甲府市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百五十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十六年山梨県告示第四百七十五号）は、解除する。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量・調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。）の管理業務委託に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のように定め、平成十六年十二月一日から適用し、建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十二号）は、廃止する。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 競争入札に参加することができない者
 - 1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - 1 令第百六十七條の四第一項（令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - 2 令第百六十七條の四第二項（令第百六十七條の十一第一項において準用する場合

を含む。)の規定により競争入札に参加させないこととされている者

二 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格
次の各号のいずれにも該当すること。

1 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条の規定による許可を受けていること。

2 競争入札に参加しようとする建設工事について、審査基準日(当該建設工事に係る競争入札参加の資格審査受付の日の直前の八月一日をいう。以下同じ。)の直前に終了する事業年度を対象とした法第二十七条の二十三の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値(P)の通知を受けていること。

3 審査基準日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上第一号の許可を受けて建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

4 審査基準日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって、二十四月になるまでの事業年度において、競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事を、第一号の許可を受けてから完成させた実績があること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

三 建設工事に係る測量・調査、設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認められた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上(第一号又は第五号に該当する場合にあっては、登録の日から一年以上)営業していること、及び第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって二十四月になるまでの事業年度において、登録を受けている業務を完成させた実績があること。

1 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項の規定により登録を受けていること。

2 建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)第二条第一項の規定により登録を受けていること。

3 地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)第二条第一項の規定により登録を受けていること。

4 補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)第二条第一項の規定により登録を受けていること。

5 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。

6 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る委託業務について、知事が適当と認める者であること。

四 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格
次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認められた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業していること。

1 二の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十四年山梨県告示第六十四号)の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目の森林整備の資格を有する者。ただし、土木施設のうち治山林道施設等の維持管理業務に限る。

3 前号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る業務委託について、知事が適当と認められた者であること。

五 競争入札参加の資格審査を申請する者は、別に定める入札参加資格審査申請要領に基づき申請すること。

山梨県告示第五五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
塩山市大字上萩原字萩原山四七八三番の一地先から 塩山市大字上萩原字萩原山四七八三番の一地先まで	旧	七・〇	四一・〇	一一一〇・〇
	新	七・〇	四一・〇	一一一〇・〇

二二・二丁
五六・六 一〇〇〇・〇

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
人事給与福利厚生システム用サーバ機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札を決定した日
平成十六年九月十五日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
月額 七十四万七千三百六円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十六年八月五日

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
-----	-------	---------	---------

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市八代町南三二六番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市御坂町栗合八七番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市春日居町加茂七七番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市石和町小石和七五一番地	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市八代町南三二六番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市御坂町栗合八七番地	知的障害者居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市春日居町加茂七七番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市石和町小石和七五一番地	知的障害者居宅介護
社会福祉法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町一一番地三五	甲府市天神町一一番地三五	知的障害者短期入所

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、
 次の者を指定居宅支援事業者として指定した。
 平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市八代町南三二六番地一	児童居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市御坂町栗合八七番地	児童居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市春日居町加茂七七番地一	児童居宅介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三二六番地一	笛吹市石和町小石和七五一番地	児童居宅介護
社会福祉法人ひかりの家	西八代都市川大門町一七八三番地二	西八代都市川大門町一七八三番地二	児童デイサービス
社会福祉法人山の都福祉会	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	児童短期入所
社会福祉法人ぶどうの里	東山梨郡勝沼町小佐手六三三番地一	甲府市西下条町一〇三一番地	児童短期入所
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町一一番地三五	甲府市天神町一一番地三五	児童短期入所

● 指定身体障害者更生施設等の指定
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により、次の施設を指定身体障害者更生施設等として指定した。
 平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	サービスの種類
スカイコート勝沼	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	身体障害者療護施設（通所事業）

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、
 次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人御坂町社会福祉協議会	東八代郡御坂町栗合八七番地	東八代郡御坂町栗合八七番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人八代町社会福祉協議会	東八代郡八代町南三二六番地一	東八代郡八代町南三二六番地一	身体障害者居宅介護
社会福祉法人春日居町社会福祉協議会	東山梨郡春日居町寺本一四二番地一	東山梨郡春日居町加茂七七七番地一	身体障害者居宅介護
医療法人銀門会	東八代郡石和町四日市場二〇三一番地	甲府市中央二丁目一〇番八号	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、
 次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人御坂町社会福祉協議会	東八代郡御坂町栗合八七番地	東八代郡御坂町栗合八七番地	知的障害者居宅介護

社会福祉法人八代町社会福祉協議会	東八代郡八代町南三二六番地一	東八代郡八代町南三二六番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人春日居町社会福祉協議会	東山梨郡春日居町寺本一四二番地一	東山梨郡春日居町加茂七七番地一	知的障害者居宅介護
独立行政法人国立病院機構西甲府病院	甲府市山宮町三三六八番地	甲府市山宮町三三六八番地	知的障害者短期入所

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人御坂町社会福祉協議会	東八代郡御坂町栗合八七番地	東八代郡御坂町栗合八七番地	児童居宅介護
社会福祉法人春日居町社会福祉協議会	東山梨郡春日居町寺本一四二番地一	東山梨郡春日居町加茂七七番地一	児童居宅介護
独立行政法人国立病院機構西甲府病院	甲府市山宮町三三六八番地	甲府市山宮町三三六八番地	児童短期入所

● 平成十六年度山梨県林業改良指導員資格試験の実施

山梨県林業改良指導員資格試験条例（昭和六十年山梨県条例第十九号）第二条の規定により、平成十六年度山梨県林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験期日

平成十七年一月二十七日及び二十八日

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館六〇二会議室

三 試験方法

1 筆記試験

- (一) 必須項目 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
- (二) 選択項目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち一項目

2 口述試験

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申込書

(二) 履歴書

(三) 次のイから八までに掲げる受験者の区分に応じ、それぞれイから八までに定める書類

イ 山梨県林業改良指導員資格試験条例（以下「条例」という。）第三条第一項第一号に該当する者 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書

ロ 条例第三条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書及び職務従事期間証明書

ハ 条例第三条第一項第五号に該当する者 受験資格認定書

2 受験手数料 三千円（受験申込書に三千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受験手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

五 受験申込書受付期間

山梨県の休日を除く（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く平成十六年十二月十四日（火）から平成十七年一月十四日（金）まで。ただし、郵送の場合は、平成十七年一月十四日までの消印のあるものは有効とする。

六 受験申込書提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部林業振興課

七 その他

1 詳細については、山梨県森林環境部林業振興課（電話〇五五 二三七 一一一 内線六二二五）に問い合わせること。

2 郵便による照会等をする場合には、返信用切手を同封すること。

● 公聴会の実施
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十六年十一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開催期日 平成十六年十二月二十日（月）午前十時三十分
- 二 開催場所 南都留郡富士河口湖町船津一七四七番地 富士河口湖町中央公民館
- 三 聴こうとする案件 富士北麓都市計画区域における船津小海線、富士平浜線、河口湖駅前線の都市計画の変更について
- 四 意見書の提出先 富士北麓・東部地域振興局都留建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十六年十一月三十日（火）午前九時から同年十二月十三日（月）午後五時まで
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部都市計画・建築指導課並びに富士河口湖町役場建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

教育委員会

山梨県教育委員会告示第六号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項及び第二十六條第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定有形民俗文化財として指定する。

平成十六年十一月二十九日

山梨県教育委員会

委員長 金丸 康信

一 有形文化財の部

彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造十一面観音立像	一躯	桂材、一木造像高一六九・三センチメートル	長谷寺	南アルプス市榎原四四二番	同上

二 有形民俗文化財の部

考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造釈迦如来坐像	一躯	檜材、寄木造像高一〇五・一センチメートル	東禅寺	甲府市桜井町九五三番地	同上
像高一〇五・一センチメートル		髪際高七六・六センチメートル			

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
鉄製人形一括	八点	釈迦堂遺跡出土鉄製形代長さ八・一〜二・四センチメートル	釈迦堂遺跡博物館組	笛吹市一宮町千米寺七六四番地	同上

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
右左口の人形芝居のかしらほか用具一式	一八一点	人形のかしら四四点、胴串九点、のど木二点、墨書のある手足五点、肩板二点、衣装類一一五点、人形用翁面一点、人形用具箱三点	中道町宿区	東八代郡中道町右左口	東八代郡中道町右左口九五番地

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番